

## はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 25 年度における電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 25 年度においては、平成 25 年 12 月 3 日に委員 5 名が、同年 11 月 30 日に特別委員 8 名が任命され、委員会は第 5 期目の活動を開始した。委員会においては、これまでの実績を踏まえ、委員の専門的な知見を活かし、適正かつ迅速な紛争解決に向けて、円滑な紛争処理活動に取り組んで参る所存である。

また、平成 23 年度から委員会が扱う紛争対象として追加されたケーブルテレビ事業者等による地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争について、答申 1 件を行うとともに、あっせん 2 件が処理終了となった。

その他、卸電気通信役務の提供に係る料金等に関する事案 1 件のあっせんを行ったほか、事業者相談窓口における相談対応を 10 件行った。

さらに、我が国における紛争処理等を行う際の基礎資料とするため、諸外国の制度や紛争処理事例等の情報収集を行うとともに、関係事業分野の動向把握や、委員会の周知活動等にも取り組んだ。

本報告書では、第 I 部に委員会の運営状況を、第 II 部に紛争処理の状況を、第 III 部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 26 年 4 月 24 日  
電気通信紛争処理委員会